

岐阜県特用林産の振興方針
[第2期2次改訂]

令和6年4月

林政部県産材流通課

目 次

1. 策定の趣旨	p 1
2. 取組期間	p 2
3. 第2期振興方針（平成29年度から令和6年度）の実績と評価	p 2
4. 新たな支援対策（その他の特用林産物）	p 7
5. 目 標	p 8
6. 各分野における基本戦略	
(1) 生産資材対策	p 9
(2) 生産対策	p 15
(3) 販売対策	p 21
(4) 生産者への支援対策	p 24
用語説明	p 26

1. 策定の趣旨

岐阜県は、県土の8割を森林が占める日本有数の森林県である。この豊かな森林を背景に、本県のきのこ類や薪炭、山菜などの特用林産物の生産額は、林業産出額の約4割を占めている。山村地域の重要な収入源であり、雇用機会の創出に寄与するものとして、大きな役割を担っている。

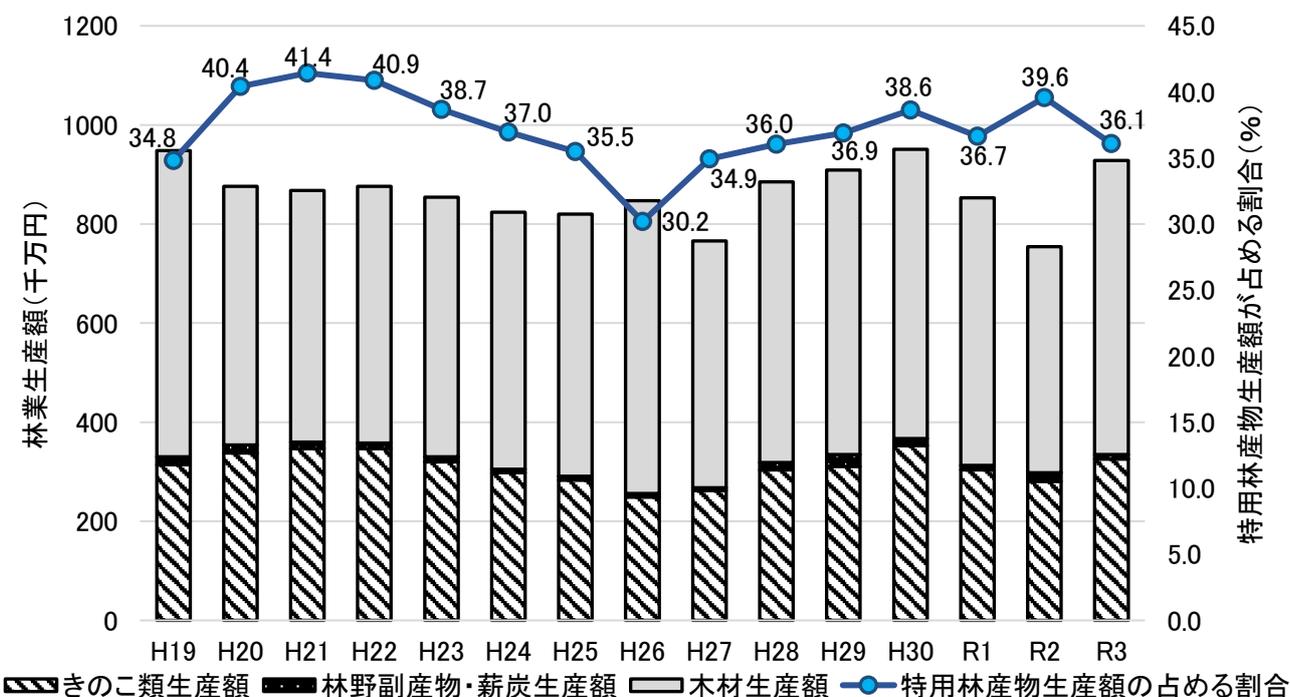
「第4期岐阜県森林づくり基本計画」においても「きのこなどの特用林産物の振興」が施策の柱の一つとなっている。

特用林産物の生産額のうち、きのこ類の生産が9割を占めているが、本県のきのこ類の生産は、近年の物価上昇による生産コストの増加に対して販売価格は安値安定傾向が続いていることや、生産者の高齢化などを要因に低調に推移している。生産者の減少も懸念される状況であり、原木しいたけ生産者は平成24年の88人から令和4年は59人まで減少している。

また、きのこ類以外の本県の特用林産物（以下、「その他特用林産物」という）には、木酢液、木竹炭、薪などの「薪炭類」、さんしょう、たけのこ、わさびなどの「山菜類」、栗、ぎんなん、朴葉、さかきなどの「樹の実・特用樹類」がある。特に「薪炭類」は、全国的な木質バイオマス需要やキャンプブームを背景に生産量が増加傾向である。一方、「山菜類」「樹の実・特用樹類」は、生産者数の減少により、生産量は減少傾向にある。

加えて、特用林産物の振興は、生産物による消費者ニーズへの対応だけではなく、中山間地域の収益確保、森林資源の有効活用による森林の適切な管理など、経済や森林環境保全での貢献が期待される。

このことから、令和2年に改訂した「第2期岐阜県特用林産物の振興方針（キノコ類）」に、継続的な経営が見込まれるその他特用林産物の振興方針を加えた「岐阜県特用林産物の振興方針」を2次改訂する。



岐阜県の林業産出額と特用林産物生産の占める割合の推移

出典資料：農林水産省 林業産出額及び生産林業所得累計統計

2 . 取組期間

平成29年4月1日から令和9年3月31日までの10か年間

3 . 第2期振興方針（平成29年度～令和6年度）の実績と評価

（1）第2期振興方針の実績

<目標及び実績>

区分 \ 年	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R6目標
きのこ類※ 生産量(トン)	3,531	4,588	4,408	4,044	4,207	3,779	4,658
原木しいたけ 生産者数(名)	72	74	62	61	57	59	82
原木調達本数 (本)	144,754	151,174	115,513	123,028	125,146	88,826	160,000

※乾しいたけ、乾きくらげの生産量は生換算（P15）していない。

（参考）その他の主な特用林産物の生産量

単位：ℓ（木酢液）、トン（その他）

区分 \ 年	H29	H30	R1	R2	R3	R4
わさび	1.6	0.1	2.2	1.3	1.0	1.1
黒炭	29.6	19.5	27.8	18.0	9.2	12.5
粉炭	619.3	646.6	628.9	612.7	621.4	1,015.0
木質粒状燃料	4,696	4,352	3,421	1,668	1,773	1,459
木酢液	18,771	720	8,450	18,015	18,015	18,232

(2) 第2期振興方針（第1次改訂版）に対する中間評価

評価

- ・「第2期岐阜県特用林産の振興方針（平成29年度～令和6年度）」に沿って進めている中で、令和2年にコロナウイルス感染症が発生するなど社会情勢が変わってきたため、令和4年度までの中間報告を行う。
- ・きのこ類については、各種課題に対して対策を講じてきたが、きのこ原木伐採者の育成等の新たな課題が見えてきたため、新たな支援対策を講じる必要がある。

①原木等生産資材対策

<生産資材の県内供給量を拡大するための施策>

- きのこ原木林再生・利活用モデル整備事業（R2）【県産材流通課】
 - ・しいたけ生産者へ原木を供給するための広葉樹林の整備（伐採）を試行。萌芽更新を前提としたモデル林整備（伐採）を行ったことで、整備にかかる作業工程の把握ができたため、普及を図っていく。
- 広葉樹利用専門技術者研修（R4～）【森林文化アカデミー】
 - ・モデル林整備事業にて検証した技術の普及を行い、広葉樹林を利活用できる人材を育成中。
- 安心・安全なゲノム編集技術が拓く環境配慮型のしいたけ実用品種の開発（R4～）【森林研究所】
 - ・しいたけの新たな品種の開発を目指すために、大学との共同研究体制を構築し、しいたけのゲノム編集技術の開発に向け研究中。

<県内森林資源を最大限活用するための施策>

- 持続可能なきのこ生産資材供給支援事業（H30～）【県産材流通課】
 - ・県産のきのこ原木計約33万本の共同購入及び県産おが粉を活用した菌床ブロック計約494万個の共同購入（R3まで）に対して支援を実施中。しかし、県産原木の供給不足が続いているため、併せて県内の原木伐採者への支援を実施する必要がある。
- 原木林に関する情報の集約、提供【森林文化アカデミー】
 - ・「ぎふ森林情報WebMAP」において、広葉樹データを解析できるようシステム化を行ったことで、候補地の探索が容易となった。
 - ・取得した原木林情報を基に、現地調査を実施（2か所）し、利用可能箇所の把握ができたため、他の候補地の探索に活用できるよう普及を図っていく。

＜生産資材の品質を安定化させるための施策＞

○林業普及指導【森林文化アカデミー】

- ・生産資材の品質や供給量の安定のために、原木や菌床チップの供給者と面談し、需給調整を行った結果、県内生産の安定化に繋がったため、継続して実施していく。

②生産対策

＜参入初期の経営を安定化させるための施策＞

○新規きのこ生産者就業定着給付金（R2～）【県産材流通課】

- ・7名の新規原木きのこ生産者に対して給付金を支給したことで、生産者の増加に繋がったことから継続して実施する。

○林業普及指導【森林文化アカデミー】

- ・新規参入した原木しいたけ生産者に対し、種菌業者と協働して、健全なほだ化のための「ほだ場研修」を実施したことで、生産者の技術を向上することができた。

＜きのこ生産への新規参入・栽培規模拡大を促進するための施策＞

○林業・木材産業構造改革事業（R2，R3）【県産材流通課】

- ・生産規模の拡大や栽培コスト削減のための施設整備2件を支援したことで栽培規模の拡大に繋がった。

○県産材等生産体制強化施設整備事業（H31～）【県産材流通課】

- ・GAP*認証や有機JAS*認証を取得したきのこの生産拡大のための施設整備・機械の導入を11件支援したことで、生産設備が整備されたことから支援を実施中。

※「GAP」「有機JAS」26ページ参照

○林業普及指導【森林文化アカデミー】

- ・空き施設の情報を収集し、新規参入の検討者と遊休施設の所有者とのマッチングをしたことで、新規参入者の施設整備費を低減することができた。

＜きのこ生産量を安定化させるための施策＞

○農薬を使用しないキノコバエ類の防除技術の開発（H30～R2）【森林研究所】

- ・青色光による殺虫に有効な波長や光強度が解明され、菌床ブロックへの効果検証ができた。

○キノコバエ類の物理的防除技術の開発（R3～R5）【森林研究所】

- ・キノコバエの防除方法を開発するとともに、その技術の実用化を図るための実証実験中。

○気候変動等に対応するためのキノコ生産管理技術の開発（R3～R7）【森林研究所】

- ・菌床栽培における、きのこの発生に影響しない上限の栽培温度の解明、及び低温下での発生促進技術の開発を引き続き進め、安定した生産の実現を目指す。

③販売対策

<新たな販路を拡大するための施策>

- 特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業（R 2～）【県産材流通課】
 - ・需要拡大及び販路拡大のための取組を7件支援したことで、販路拡大されたことから支援を実施中。
- 特用林産物ブランド力強化事業（R 3～R 4）【県産材流通課】
 - ・商談会への勉強会を開催することで、出展を検討する生産者に対し支援することができた。しかし、商談会へ参加する生産者が少ないため、更なる支援が必要である。
- 特用林産物生産体制強化支援事業（～R 4）【県産材流通課】
 - ・量販店での対面試食販売や小学校での食育活動、きのこ料理コンテストの開催などの取組6件を支援することで消費拡大につながった。

<海外輸出を促進するための施策>

- 特用林産物競争力強化・販路拡大支援事業（R 2～）【県産材流通課】
 - ・海外へのきのこの輸出を目的とした、商談会への出展1件を支援することで、販路拡大ができたことから継続中。
- 県内食用キノコの増収と品質保持及び機能成分増量技術等の開発（H 2 8～R 2）【森林研究所】
 - ・出荷後のきのこの品質低下（変色）の発生メカニズムを解明したことで、包装資材の材質を変更し、変色を抑制することができたため、生産者への普及を図っている。

<県産きのこの安全性を確保するための施策>

- ぎふ清流GAP（R 2～）をはじめとした認証制度取得の推進
 - ・GAP認証取得に取り組む生産者に対し事前指導を行うことで、生産者の農場評価への準備が促進されることから指導を実施中。
 - ・きのこ生産に関する指導ができる林政部職員のGAP指導員（農場評価員）を、15名育成することができた。
 - ・ぎふ清流GAP 7件、GLOBAL G. A. P. 1件、AS IAGAP 1件、JGAP 1件、有機JAS 2件の計12件認証取得することができた。

④生産者への支援対策

＜きのこ栽培に安心して従事するための施策＞

○きのこ振興センター（R 2～）【森林文化アカデミー】

- ・森林文化アカデミー森林技術開発・支援センター内に、きのこに関する総合的な相談窓口として「きのこ振興センター」を設置したことにより、2名の林業普及指導員と各農林事務所の林業普及指導員及び関係機関が連携して生産者への指導を行う体制が整備できた。

○マッシュリーダー養成研修（R 3～）【森林文化アカデミー】

- ・林業普及指導員をはじめとした職員の知識向上のための研修（初級から上級）を実施中である。このことにより、きのこに特化した普及指導者（マッシュリーダー）の養成体制が整備された。

＜きのこの生産性向上のための施策＞

○研究・普及拠点施設の整備【森林研究所】

- ・きのこ個別培養制御装置とガスクロマトグラフ質量分析計を導入したことで、きのこの品質保持技術や増収技術について、大学や企業と共同での技術開発が促進できた。

＜きのこ生産者の連携強化のための施策＞

○岐阜県原木しいたけの会設立（R 4）

- ・県内全域の原木しいたけ生産者を会員とする、「岐阜県原木しいたけの会」が設立されたことにより、生産者の連携が図られ共同購入等を行う体制が構築された。しかし、会員数が限られているため、今後は会員を増やし、更なる共同購入の促進や団体の活動に対する支援が必要である。

4. 新たな支援対策（きのこ類及びその他の特用林産物）

○商談会等の積極的な参加への支援

- ・新たな販路の開拓を検討している生産者に対して、その方法や営業先等の情報が少ないことから、生産者と販売者とを結ぶ商談会の案内や、商談会に参加するための準備等の支援が必要である。

○きのこ原木用広葉樹の伐採技術者の育成支援

- ・きのこ原木の伐採者が減少しており、将来的な原木供給が不安なことから、きのこ原木伐採者の育成が必要である。

○きのこ生産者団体の体制強化支援

- ・出荷体制が確立された J A 系統の生産団体以外の生産者は、個々で販売や生産活動を行っており、生産者同士の連携がないことから、組織的な仕組みの構築や、その活動に対して支援が必要である。

○さんしょうの優良苗木の安定供給のための支援

- ・枯死樹の増加や優良苗木が不足していることから、森林研究所において挿し木の技術研究（H 2 7 ～ R 1）を行い、現地への技術指導を実施中であるが、安定供給には至っていないため、引き続き苗木生産等の支援が必要である。

○薪生産用の施設設備と安定供給のための支援

- ・薪用原木の伐採者が減少し、原木の供給が不安定であるほか、大径化した原木が増加しており、薪の生産にかかる労力が増えていることから、薪割り機等の施設整備や薪用原木の伐採者の育成等に対して支援が必要である。

5. 目標

○きのご類生産量

生産量を年間100トン増加させ、令和8年次の目標量を4,500トンとする。

※乾しいたけ、乾きくらげの生産量は生換算した値とする。

項目 (指標名)	基準年 (R2~4)	R6	R7	R8
きのご生産量(トン)	4,100	4,300	4,400	4,500

○原木しいたけ生産者数

原木しいたけ生産者数を、年間1人増加させ、令和8年次の目標人数を63名とする。

項目 (指標名)	基準年 (R4)	R6	R7	R8
原木しいたけ生産者数(人)	59	61	62	63

○原木調達本数

原木しいたけ生産者数を計4人増加させ、1人当たりの原木調達量を県平均の2,000本とすることで、8,000本の増加とする。加えて、県内からの調達を促進することにより、令和8年次の目標を122,000本とする。

項目 (指標名)	基準年 (R2~4)	R6	R7	R8
しいたけ原木本数(本)	136,000	140,000	142,500	145,000
県内産しいたけ原木調達本数(本)	113,079	117,000	119,500	122,000
県内産原木調達率	83.1%	83.6%	83.9%	84.1%

○薪生産量

薪の生産や生産効率化のための施設整備を支援することで生産量を増加させ、令和8年次の目標を5,700層積 m^3 とする。

項目 (指標名)	基準年 (R2~4)	R6	R7	R8
薪生産量(層積 m^3)	4,800	4,800	5,100	5,700

6. 各分野における基本戦略

(1) 生産資材対策

①現状

<全国のきのこ原木の需給状況>

全国の令和4年9月末時点の令和5年春植菌用きのこ原木需給見通し（都道府県を越境）では、需要本数は261千本であり、そのうち239千本(92%)をコナラが占めている。「これは、コナラのきのこ原木の一大産地である福島県をはじめとする東日本の多くの地域で放射性物質飛散の影響により、現在においても原木の供給を制限されていることが主要因である」。

一方、全国の需給状況は、本数では約36千本不足し、樹種別ではミスマッチが生じていることから、コナラの供給拡大が望まれる。

原木供給状況（全国）

原木樹種	需要本数 (A)	供給可能本数 (B)	差 (B)－(A)
コナラ	239千本	53千本	▲186千本
クヌギ	22千本	172千本	150千本
計	261千本	225千本	▲36千本

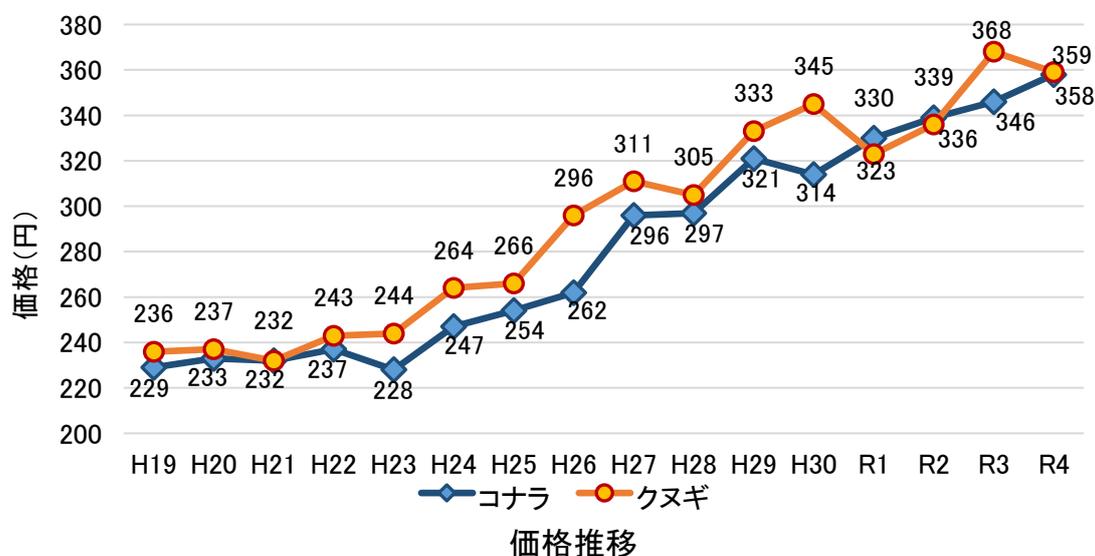
(注) 需要本数は、主に来春の植菌に必要な量を計上したもの。

(注) コナラはミズナラを含む。

出典資料：林野庁 きのこ原木の安定供給に係る需給情報

<しいたけ原木1本あたりの価格推移>

東日本大震災発生後の平成24年以降、東北地方を中心にしいたけ原木の供給が困難となったため、コナラ・クヌギ共に原木価格が高騰し続けている。このことがきのこ生産（特に原木しいたけ生産）の経営コストを押し上げる大きな要因となっている。

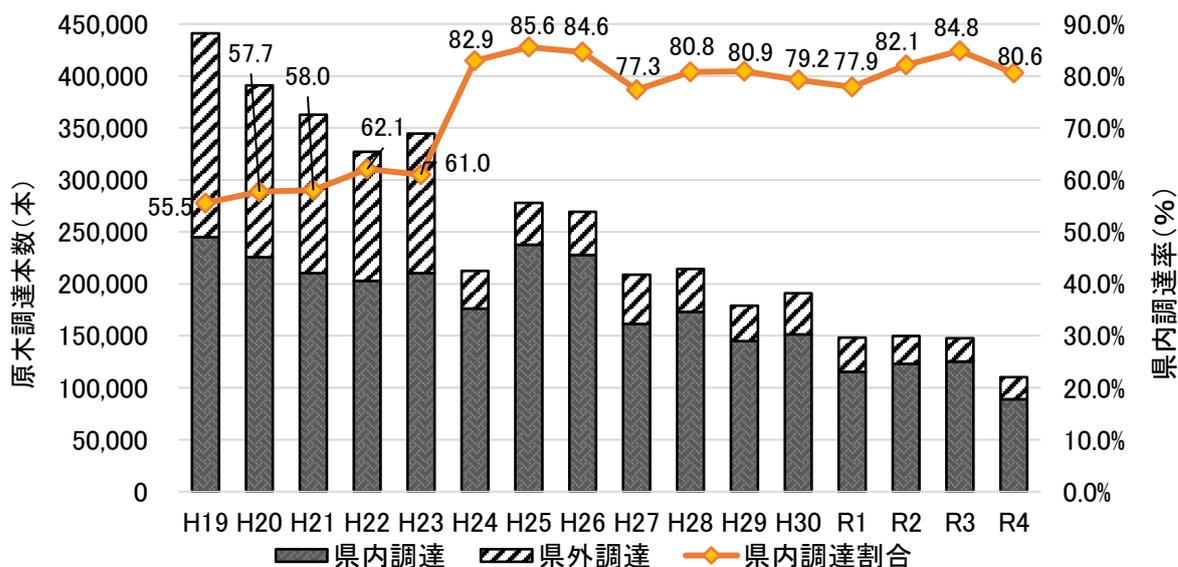


出典資料：林野庁 特用林産基礎資料

＜原木調達本数、調達先の推移（岐阜県統計）＞

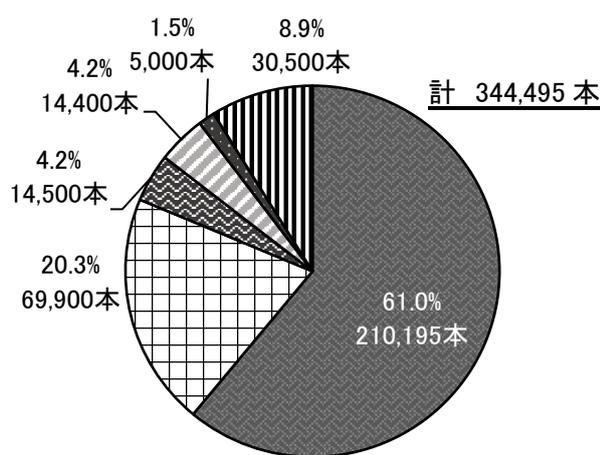
東日本大震災の発生以降、原木林の放射能汚染により東日本からの原木供給量が大幅に減少し、平成23年まで60%程度だった県内調達率は平成24年以降80%程度で推移している。

一方、原木きのこ生産者数の減少に伴い、全原木調達本数は平成24年の約21万本から令和4年には約11万本まで減少した。令和4年の調達量のうち県内からの調達量は約9万本と、この15年で初めて10万本を下回っている。加えて、県内ではきのこ原木の伐採者や適性な原木林も減少しており、今後県内からの調達量のさらなる減少が懸念される。



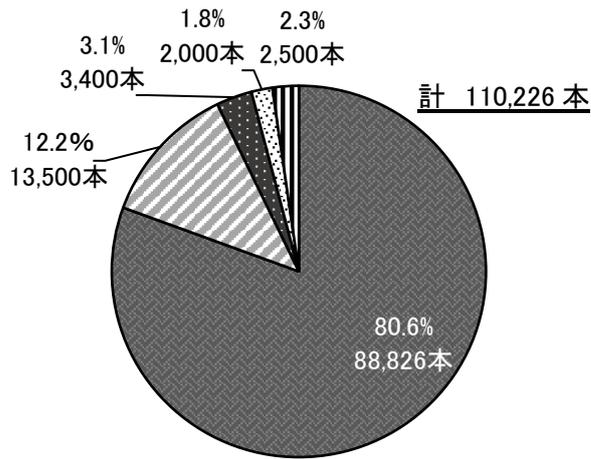
原木調達量・調達先推移

出典資料：岐阜県の特用林産物



■県内 □福島県 ■宮城県 □長野県 ■山梨県 □その他

きのこ原木調達量・調達先内訳
(H23年次)



■県内 □長野県 ■山梨県 □滋賀県 □その他

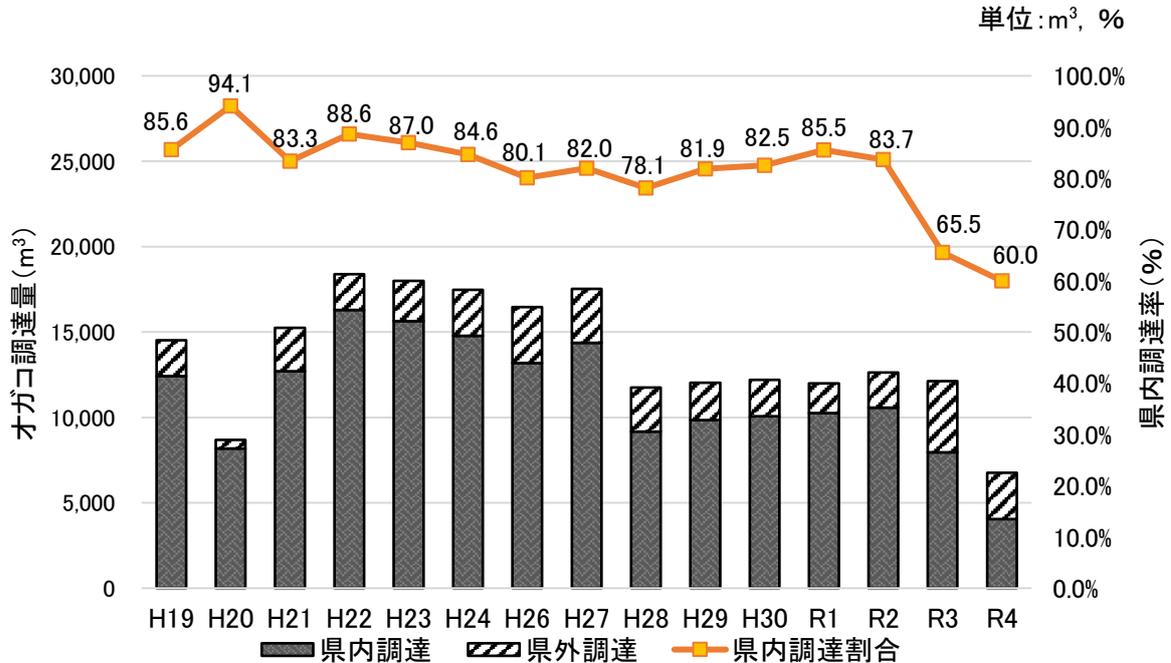
きのこ原木調達量・調達先内訳
(R4年)

出典資料：岐阜県の特用林産物

＜菌床用おが粉調達量、調達先の推移（岐阜県統計）＞

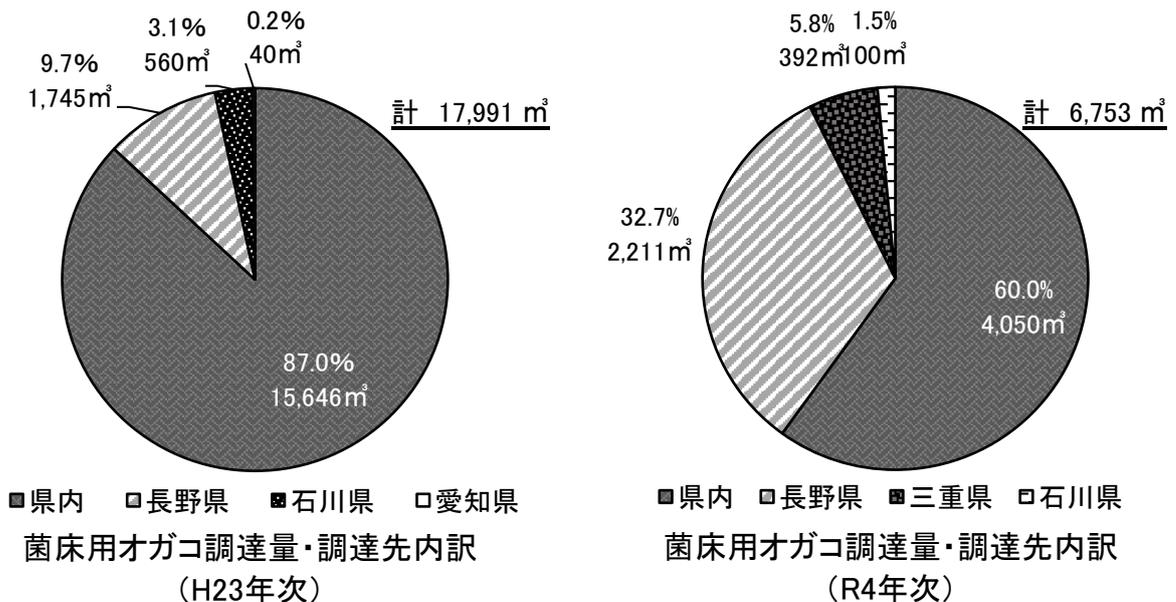
岐阜県の菌床用おが粉調達量は減少傾向にあり、平成22年の約18千m³から令和4年には半数以下の約7千m³となった。県内調達率も減少傾向にあり、令和4年は約60%となった。県外からの調達は長野県や三重県など、近隣県からの調達が中心となっている。

近年、広葉樹の伐採者は減少傾向であることに加え、木質バイオマス利用など新たな木材利用の増大などにより、おが粉の調達は年々困難となっており、今後の菌床用おが粉についても安定した調達先の確保が課題となっている。



おが粉調達先推移

出典資料：岐阜県の特用林産物（H25は異常値を含むため除外）



出典資料：岐阜県の特用林産物

＜その他特用林産物：さんしょうの苗木について＞

さんしょうの優良な苗木が不足しており、生産状況が悪化している。

＜その他特用林産物：薪炭用の原木について＞

近年、薪炭用の原木（広葉樹）が入荷しにくい状況になっている。林業従事者の減少に加えて、ウッドショックやロシア材の輸入停止が影響し、国内で針葉樹の伐採が優先されたため、広葉樹の伐採量が減少していることが原因として考えられる。

②関係者の意見（生産者、JA関係者等）

- ・原木栽培用の原木及び菌床栽培用のおが粉などの培地材料並びに種菌及び燃油等の価格が高騰しており、経営を圧迫している。
- ・木質バイオマス利用の需要が高まる中、菌床用おが粉の供給量や価格への影響が懸念される。
- ・きのこ原木の伐採者が高齢化しており、将来的な原木の供給が不安である。
- ・飛騨地域以外では、継続的なきのこ原木林の伐採が途絶えており、かつての原木林が高齢化し、原木利用の適期を逃すとともに、利用可能な原木林の情報も失われている。
- ・きのこ原木の伐採者の減少により原木の調達が難しくなっており、原木生産者に直接支援が届く施策が必要である。
- ・ほだ木や菌床の培地材料の品質バラツキがあり、きのこの収量や品質に影響を与えている。
- ・原木等の搬出には作業路が必要。現在は、自力開設することがほとんどだが、原木生産を継続するためには、作業路開設への支援や原材料の購入補助が必要である。
- ・さんしょうの優良苗木の不足などにより、生産状況が悪化している。
- ・炭、薪用原木の安定確保が不安である。

③課題

<きのこ類>

- ・東日本大震災による原発事故の発生以降、きのこ生産の基となる広葉樹の供給が不安定となり、資材価格が高騰していることから、良質な材料（原木、おが粉等）を安定的に供給できる体制の整備が必要である。
- ・特にしいたけ原木の生産は、伐採者の高齢化や原木の大径化が進み、良質な原木の生産に支障をきたしていることから、今後の原木林の造成（資源の保続）も視野に入れ、原木に利用できる広葉樹資源の状況調査や、搬出への支援、伐採技術者の養成及び支援を進め、計画的な広葉樹の利活用（伐採）の推進が必要である。
- ・ほだ木、菌床の培地材料の品質管理は、生産資材の製造だけでなくきのこ生産（収穫）量にも大きな影響を与えるため、管理の徹底が必要である。

<さんしょう>

- ・さんしょうの枯死樹の増加、晩霜害の頻発化、優良苗木の供給不足などへの対策が必要である。

<薪炭>

- ・適切に整備された広葉樹林が減少しており、薪炭用として適さない樹種や大径木が多くなっている。

④対応方針

- ・きのこ原木伐採者の育成を推進する。
- ・県内の森林資源を最大限活用するため、県産原木等の利用を促進する。
- ・生産資材の不足に対応するため、これまでに活用していない樹種を用いたきのこの生産技術について研究を行う。
- ・利用可能な原木や薪炭用広葉樹林情報の集約・提供を強化していく。
- ・原木の搬出に必要な作業路の開設等への支援を検討する。
- ・生産資材の品質安定化を図るため、生産資材の加工体制を強化するとともに、材料調達先や加工、管理方法等の情報を共有する。
- ・さんしょう等の育苗、栽培技術の向上、確立に向けた研究成果の普及を行う。

⑤具体的な施策

<生産資材の県内供給量を拡大するための施策>

○原木伐採者への支援

減少しているきのこ原木伐採者を増加させるため、一般的な木材用の伐採方法とは異なるきのこ原木の伐採に特化した講習を開催する。また、県内きのこ生産者への安定的な供給を促すための支援制度を検討する。

<県内森林資源を最大限活用するための施策>

○県産材を活用したきのこ原木の利用促進

県産材の利用促進及び原木しいたけ産地の低コスト生産体制の整備のため、複数の生産者で組織される生産者団体が行う県産きのこ原木の共同購入に対し支援する。

○新たな品種、栽培方法等の開発による未利用資源の利用促進

きのこの生産資材となる広葉樹資源が不足している中、きのこ栽培に利用可能な樹種等を拡大するため、新たな品種や栽培方法等について検討する。

○原木林に関する情報の集約、提供

情報通信技術（ICT）等の活用により、コナラ林等利用可能な広葉樹林の位置や資源賦存量等の情報をデータベース化し、伐採者や原木しいたけ生産者等へ情報提供する。併せて、原木や薪炭生産林の再整備に対する支援を検討する。

<生産資材の品質を安定化させるための施策>

○生産資材の加工体制の強化

きのこ菌床用のおが粉が不足しているため、県産原木を菌床用おが粉へ加工する施設等増産や規模拡大のための整備に対して支援する。

○生産資材の品質管理の強化

ぎふ清流GAP認証制度をはじめとしたきのこ生産者のGAP認証等の取得に適応した生産資材を供給するため、品質管理や適性供給に対応した生産資材の生産を推進する。

○特用林産物の育苗・生産技術の検証

さんしょう、わさびなど特用林産物の育成技術の検証や情報提供を行う。

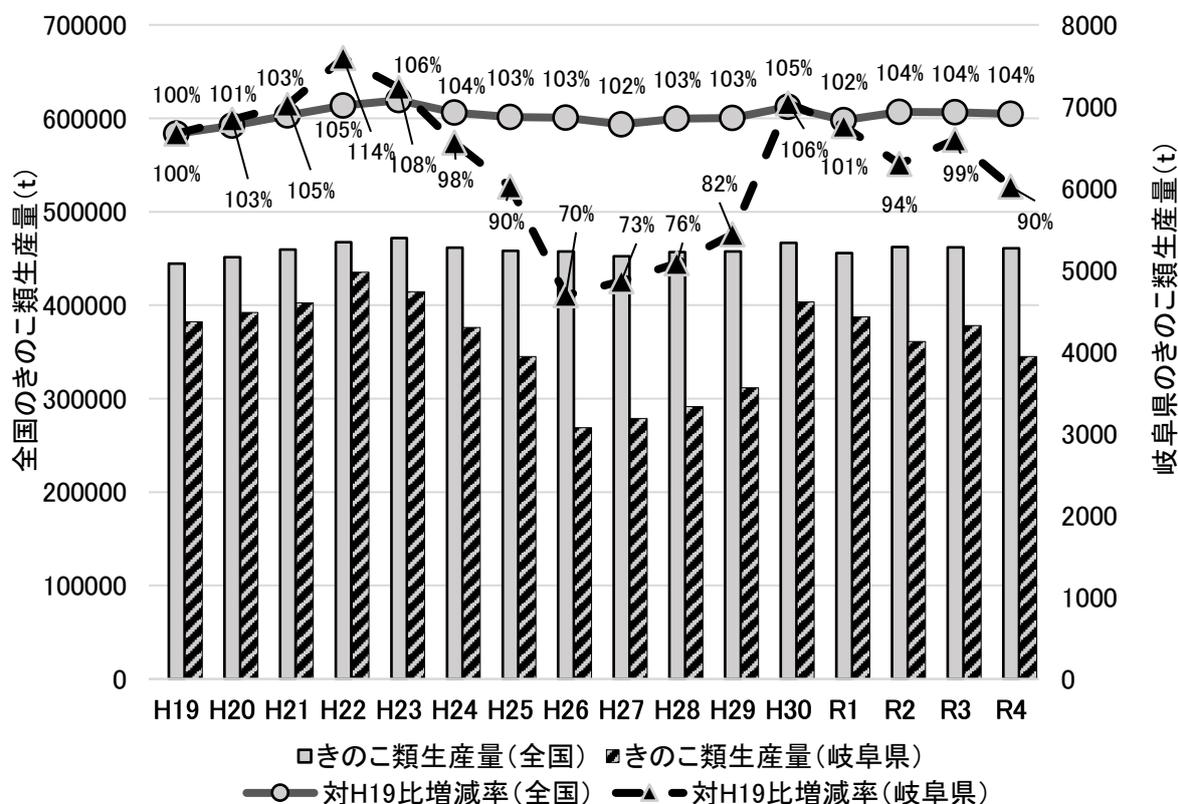
(2) 生産対策

①現状

＜全国と岐阜県のきのこ類生産量の増減率推移＞

全国のきのこ類生産量は近年ほぼ横ばいで推移しており、令和4年は約46万トンであった。

令和4年の岐阜県のきのこ類生産量は約4千トンであった。生産量は平成23年から下降し平成26年まで大きく減少したが、大規模生産者の生産施設の増設等により平成30年ごろには平成24年と同程度までいったん回復した。しかし、近年は中規模生産者の廃業等が大きく影響し、生産量は減少傾向にあり、全国と比べて低調に推移している。



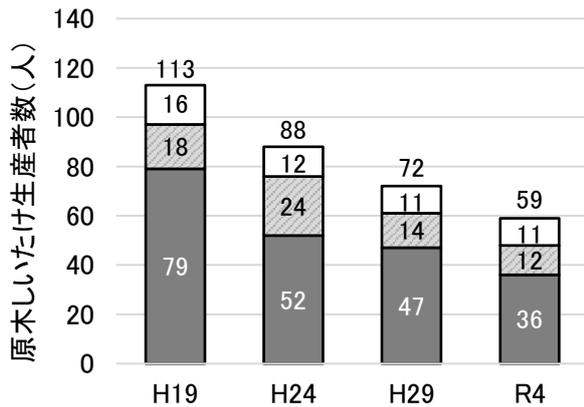
全国と岐阜県のきのこ類生産量と増減率推移

きのこ類生産量(トン)	H19	H22	H26	H30	R1	R2	R3	R4
全国	444,620	467,574	457,588	466,638	455,688	462,277	462,021	460,890
対H19比増減率	100%	105%	103%	105%	102%	104%	104%	104%
岐阜県	4,369	4,975	3,074	4,612	4,430	4,127	4,321	3,943
対H19比増減率	100%	114%	70%	106%	101%	94%	99%	90%

※乾しいたけ、乾きくらげの生産量は生換算した値

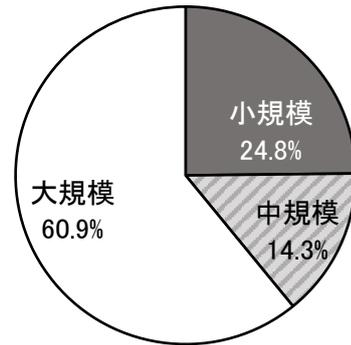
出典資料：林野庁 特用林産基礎資料

<原木しいたけの栽培規模別生産者数・生産量>



- 大規模生産者(原木10千本～)
- ▨中規模生産者(原木3千本～10千本)
- 小規模生産者(原木3千本未満)

原木しいたけの栽培規模別の生産者数



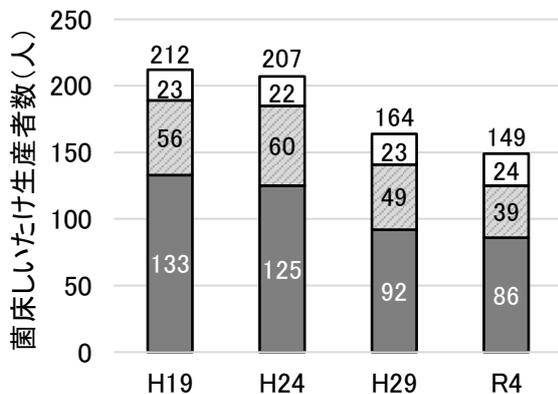
- 小規模生産者(原木3千本未満)
- ▨中規模生産者(原木3千本～10千本)
- 大規模生産者(原木10千本～)

原木しいたけの栽培規模別の生産量 (R4年次)

出典資料：岐阜県の特産林産物

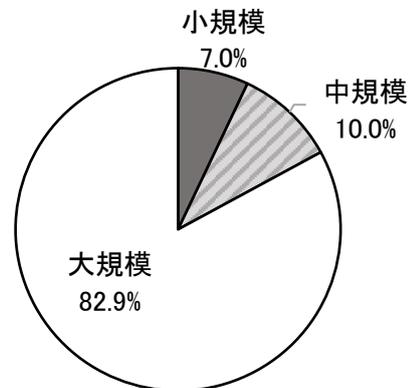
岐阜県原木しいたけ生産者数は、高齢化や後継者不足等により年々減少しており、15年間で約半数に減少した。また、令和4年次において小規模生産者の生産量は全体の25%程度であり、中規模以上の生産量の割合が高くなっている。

<菌床しいたけの栽培規模別生産者数・生産量>



- 大規模生産者(菌床20千個～)
- ▨中規模生産者(菌床5千個～20千個)
- 小規模生産者(菌床5千個未満)

菌床しいたけの栽培規模別生産者数



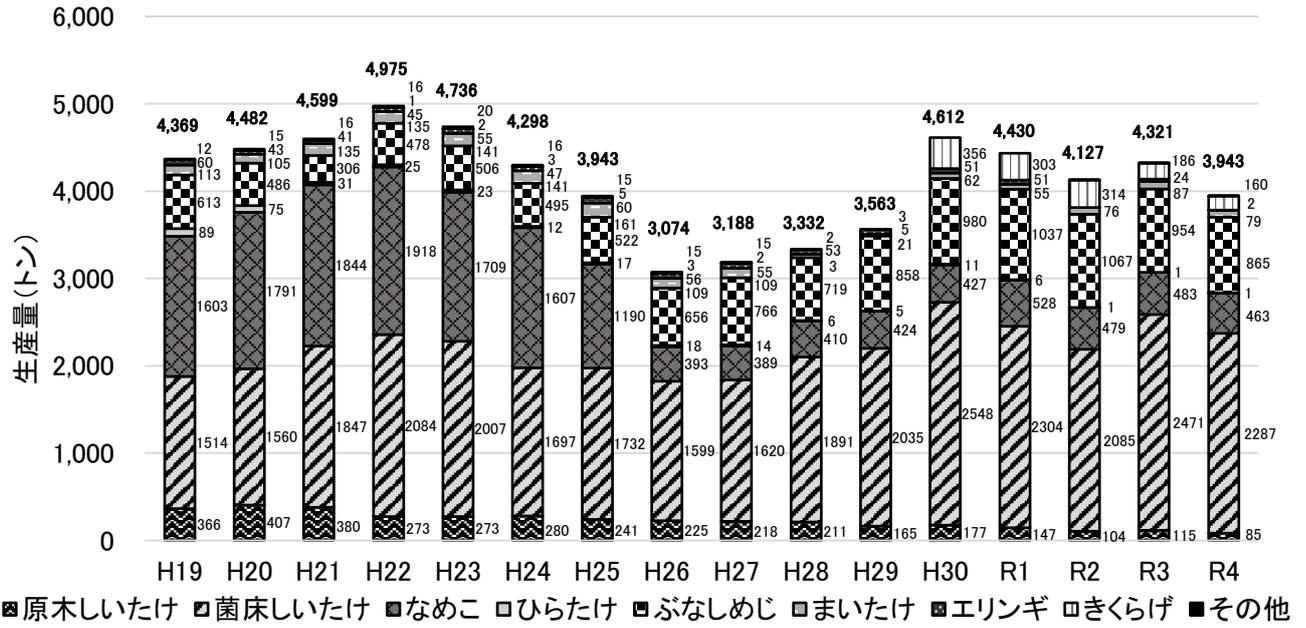
- 小規模生産者(菌床5千個未満)
- ▨中規模生産者(菌床5千個～20千個)
- 大規模生産者(菌床20千個～)

菌床しいたけの規模別生産量 (R4年次)

出典資料：岐阜県の特産林産物

岐阜県の菌床しいたけ生産者数は、原木しいたけと比べて緩やかではあるが減少傾向にあり、主に中・小規模生産者の減少幅が大きい。また、近年になって大規模施設の整備が進み、県内での菌床しいたけ生産量の約80%を大規模生産者が占めている。

<岐阜県のきのこ類生産量の推移>

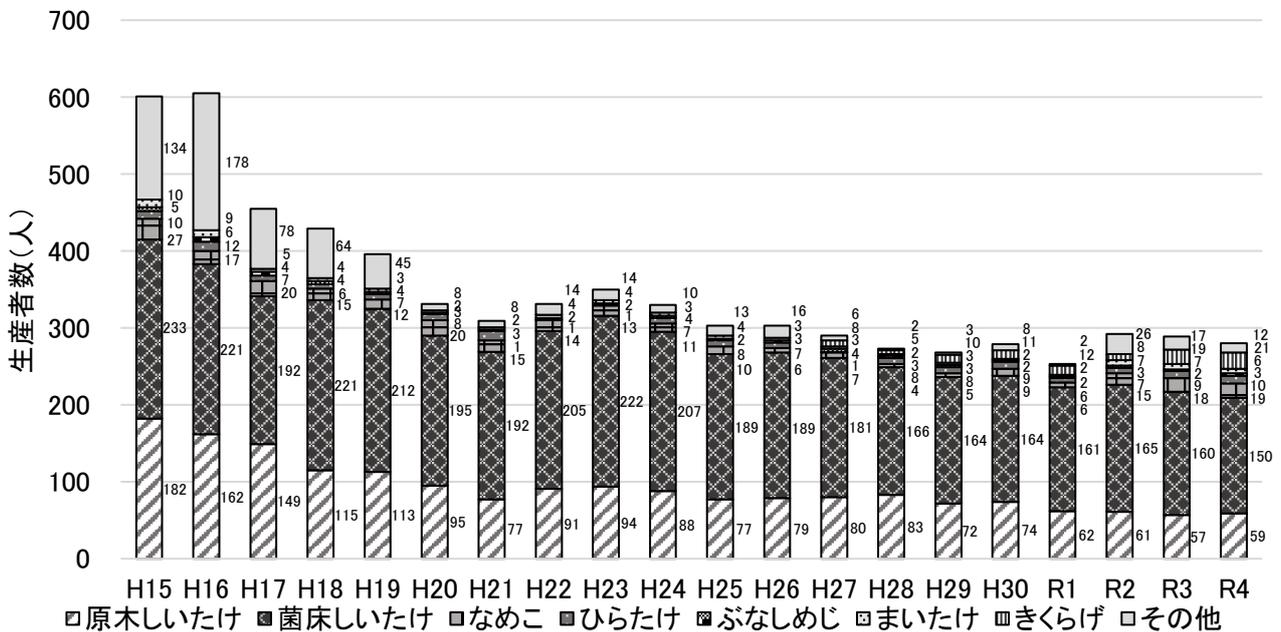


岐阜県のきのこ類生産量の推移

※乾しいたけ、乾きくらげの生産量は生換算した値

出典資料：林野庁 特用林産基礎資料

<岐阜県のきのこ類生産者数の推移>



岐阜県のきのこ類生産者数の推移

出典資料：岐阜県の特用林産物

岐阜県のきのこ生産は、生産量・生産者数ともにしいたけの占める割合が高く、令和4年は生産量の約6割、生産者数の約7割をしいたけが占めている。また、大規模生産者の廃業によりなめこやまいたけ等の生産量が減少する一方で、きくらげの生産は大・小規模生産者に広がっている。

<その他特用林産物（さんしょう、わさび、薪）の需給>

○さんしょう

- ・高山市奥飛騨温泉郷（旧上宝村）の高原川流域は、江戸時代から続く実山椒の産地となっている。一般的なさんしょうと比べて実が小粒で緑色が濃く、香りが非常に強く長持ちするのが特徴で、最高級品として京都へも出荷されている。
- ・生産量は微増傾向にあり、全国5位（令和3年）である。

さんしょうの生産量・面積（都道府県別）（R3）

生産量順位	都道府県	栽培面積(ha)	生産量 (t)
1	和歌山県	156.6	283.3
2	高知県	49.5	111.8
3	兵庫県	36.9	39.4
4	奈良県	8.2	23.0
5	岐阜県	18.9	14.7

出典資料：農林水産省 特産果樹生産動態等調査

※R4年生産量は未公表

○わさび

- ・本県では、大垣市、郡上市、高山市などでわさびの生産が行われている。
- ・大垣市では、首都圏の市場で高く取引される「真妻」品種の栽培に取り組んでおり、Iターン生産者が参入するなど、新たな産地として期待される。

わさびの生産量・面積（都道府県別）（R4）

生産量順位	都道府県	栽培面積 (a)	生産量 (t)
1	長野県	33.0	541.7
2	静岡県	121.9	465.8
3	岩手県	102.5	393.7
24	岐阜県	0.4	1.1

出典資料：林野庁 特用林産基礎資料

○薪

- ・本県では飛騨地域を中心に薪の生産が行われている。
- ・全国の薪の需要は、ピザ窯やパン窯用等としての利用、薪ストーブの販売台数の増加等を背景に増加傾向にある。加えて、近年ではキャンプブーム等の影響により需要はさらに増加している。

薪の生産量・面積（都道府県別）（R4）

生産量順位	都道府県	生産量 (層積m ³)
1	長野県	16,110.5
2	北海道	13,767.3
3	鹿児島県	7,939.0
4	福島県	6,539.4
5	高知県	5,214.4
6	岐阜県	5,174.4

出典資料：林野庁 特用林産基礎資料

②関係者の意見（生産者・JA関係者等）

- ・特用林産生産への新規参入希望者に対する初期投資の軽減や、安心して生産するための技術指導が必要である。
- ・既存の生産施設の老朽化が進んでおり、施設の改善や規模拡大に向けた支援が必要である。
- ・温暖化を含む気候等の栽培環境の変化に対応できる栽培技術や施設資材、品種の検討、導入への支援が必要である。
- ・キノコバエ等病害虫の防除に関する技術開発が必要である。
- ・栽培しやすく市場性の高いきのこの新たな品目や、技術の導入への支援が必要である。
- ・原木きのこ栽培における獣害対策への支援が必要である。
- ・廃菌床の処分やリサイクルに対するサポートが必要である。
- ・近年、薪ストーブの増加やキャンプブームなどから薪の需要が高まる中、薪用の原木が大径化しており、取扱に困る。

③課題

- ・本県のきのこ類の生産量は低調に推移しており、生産者数については著しく減少している。このため生産者数の増加に向けて、新規参入を促す必要がある。しかし、施設整備等に多大な初期投資が必要なうえ、新規参入者が安心して生産を開始できるよう技術的なサポートが望まれている。
- ・既存生産者について、生産施設の老朽化が進んでおり、施設の更新や拡充などが課題となっていることに加え、消費者ニーズに合わせた品目の導入や他産地との差別化を促進するため、GAP等の取得に取り組む生産者への支援が必要である。
- ・近年の異常気象等により栽培環境が不安定化する中、環境の変化に対応した資材や品種、栽培技術の開発などが必要である。
- ・病害虫や獣害に対する研究、普及や防護対策への支援が必要である。
- ・廃菌床の処分に対する支援が必要である。
- ・薪用原木の大径化により薪の生産に手間を要することから、人力作業の低減のための薪生産施設整備への支援が必要である。

④対応方針

- ・新規参入や既存生産者の規模拡大を促進するため、イニシャルコストの軽減に向けた施設整備に対する支援や、未利用施設・機械等の活用を図る。
- ・きのこ生産量（収穫量）の安定化を図るため、栽培環境の変化や病虫害・獣害に対応した栽培技術の検討を進め、新規生産者や既存の生産者に対し、指導、助言していく。
- ・きのこの廃菌床の有効利用のための情報提供を行う。
- ・薪の増産や効率化のための施設整備に必要な経費を助成する。

⑤具体的な施策

<きのこ生産への新規参入・栽培規模拡大を促進するための施策>

○きのこ生産施設の整備に対する支援

新規参入者や既存生産者の規模拡大、市場ニーズの高い製品の供給を促すため、増産やGAP等認証取得製品の生産に必要な施設・機械の導入にかかる費用を助成する。

○遊休施設等の利活用の促進

新規参入や既存生産者の生産規模拡大に伴うコストを軽減するため、利用されていない栽培施設（ハウス等）や中古機械等の情報を収集・提供し施設等の利活用を促進する。

○きのこ生産者への栽培指導の強化

栽培経験の浅い生産者へのサポートに加え、既存生産者の生産規模や栽培品目の拡大、新たな資材の導入等などの相談に応じて、林業普及指導員等による技術的な指導を行う。

<きのこの生産量を安定化させるための施策>

○気候変動や資材不足に対応した安定生産に向けた栽培技術の開発

近年の夏季の気温上昇、冬季の低温等の気候変動並びに資材不足、または市場の動向に対応し、生産量の安定化を図るための高温下での発生低下の抑制や低温下での発生促進などの生産技術の開発及び普及を行う。

○病虫害、獣害に対する効果的な対策の検討

キノコバエ等病虫害の効果的な防除方法の開発及び実用化のための検証、栽培施設の汚染状況を簡易に短時間で評価できる調査方法等について検討する。また、原木しいたけ栽培における獣害対策について情報提供を行う。

<使用済み資材の有効利用のための施策>

○廃菌床のリサイクルへの支援

廃菌床の有効利用方法の研究開発や情報収集、提供を行う。

<薪炭類などその他特用林産物の生産規模拡大を促進するための施策>

○薪炭類などの生産施設の整備に対する支援

既存生産者の生産規模拡大や効率化のために必要な薪割り機や乾燥用ハウスなどの施設整備に必要な経費を助成する。

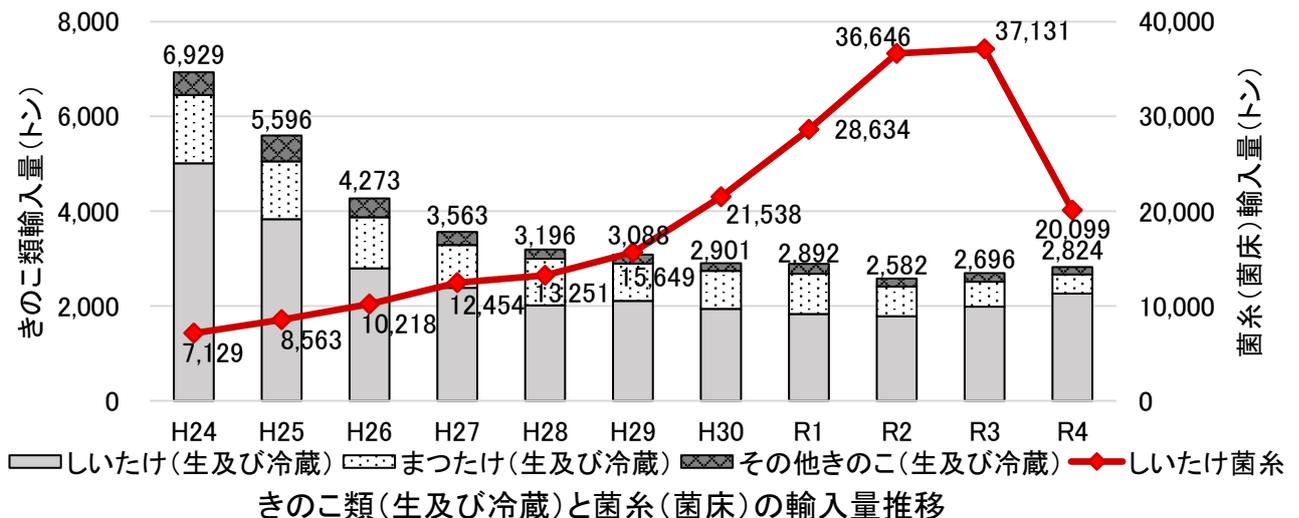
(3) 販売対策

①現状

<きのこ類(生及び冷蔵)と菌糸(菌床)の輸入量推移>

きのこ類の輸入は、大部分をしいたけが占めており、その総量は減少傾向にある。

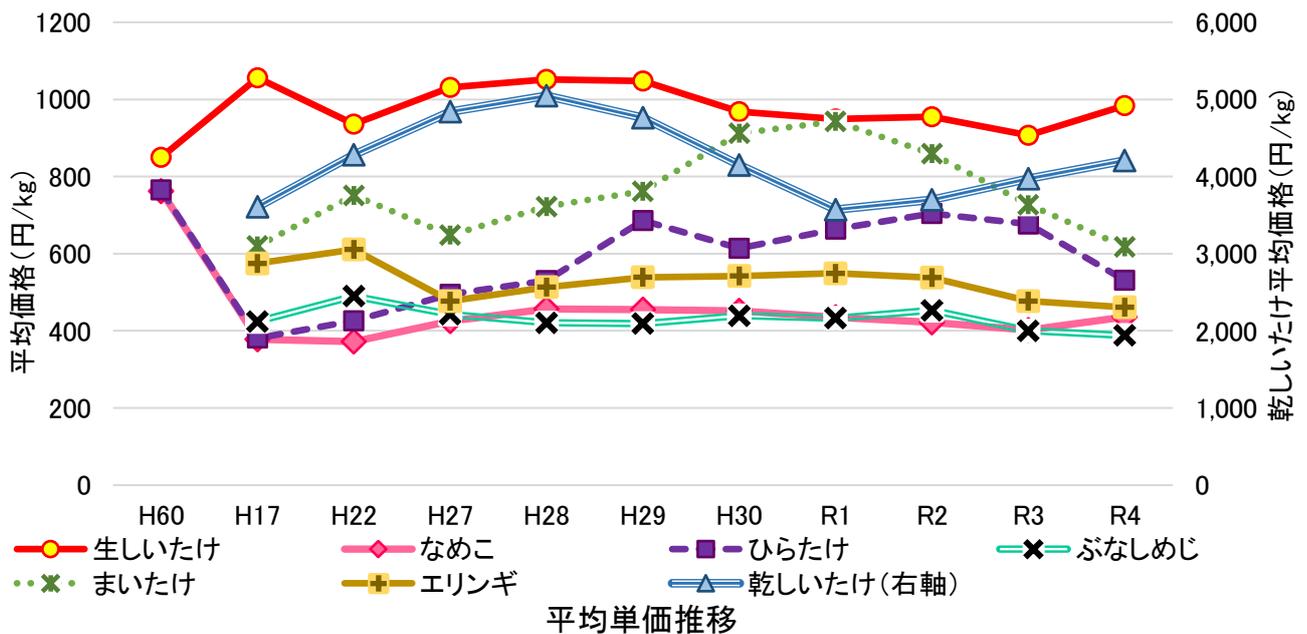
一方、しいたけ菌糸(菌床)の輸入量は年々増加し令和3年には約4万トンとなった。しかし、令和4年3月「食品表示基準Q&A」が一部改訂され、しいたけの原産地を収穫地ではなく植菌地とする旨が定められた。これにより、中国産菌床から国産菌床への切替えが進み、しいたけ菌糸(菌床)の輸入量は令和4年には約半数の2万トンまで減少した。



出典資料：林野庁 特用林産基礎資料

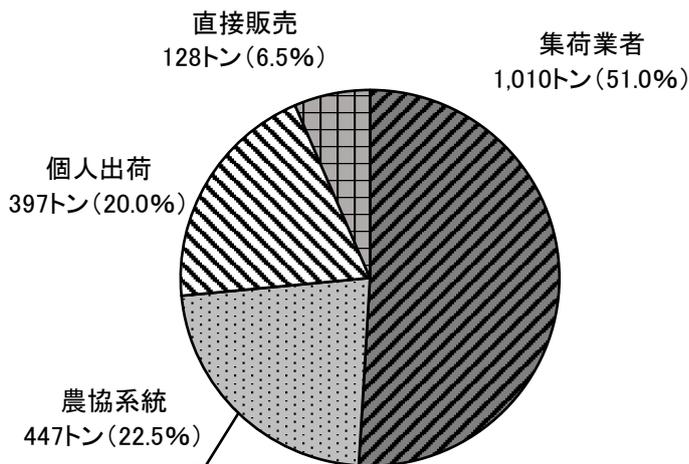
<各品目の平均単価推移(全国統計)>

一部を除き、多くのきのこ類の価格は全国的な大規模生産者の増加を背景に微減傾向にある。近年の燃油代や資材費の高騰の中で価格転嫁が十分にできていない。



出典資料：林野庁 特用林産基礎資料

＜生しいたけの取扱別販売先・販売量＞



生しいたけの取扱別販売先・販売量

岐阜県の生しいたけの出荷先は、集荷業者が約50%と最も多い。これは、生産量の約80%を占める大規模生産者の影響が大きい。

また、飛騨地域では多くが農協系統に出荷しているほか、小規模生産者においては直売所への出荷が主となっている。

出典資料：岐阜県の特用林産物

②関係者の意見（生産者・JA関係者等）

- ・ 輸入菌床による生しいたけは令和4年3月からの原産地表示の義務化により減少しているが、国内で産地間の競争が激化しており、特用林産物の価格は一部の品目を除き安値安定傾向にある。
- ・ 新たな販路の開拓に向けて、宣伝活動に対する支援や、需要者（流通業者、販売業者等）の情報が必要である。
- ・ 産地のブランド力を向上するため、ぎふ清流GAP認証制度をはじめとした生産工程管理、及び有機JAS等の認証取得への取組を進めることが必要である。
- ・ 海外では日本産のきのこやさんしょう、わさび等の評価が高いことから、輸出を促進する海外戦略が必要である。

③課題

- ・ 小規模な生産者が多いことから、系統出荷による市場出荷を中心に展開してきたが、最近では、販売形態が多様化しており、有利販売に向けた販路の開拓などが求められている。
- ・ 近年ではGAP認証を取得した製品が求められることも増えており、産地のブランド力を向上させ、販路を拡大するためにも、GAP等の認証取得を推進するなど、県産きのこの安全性を客観的に示す取組が重要となっている。
- ・ 海外では、安全で高品質な日本産の食材の評価は高いことから、輸出も視野に入れた販路の拡大が必要である。

④対応方針

- ・新たな販路を拡大するため、県産特用林産物のPRを支援するとともに、意欲ある生産者による新商品の開発や、需要者との連携を促す機会を創出する。
- ・県産きのこ類の安全性を確保するため、ぎふ清流GAP認証制度をはじめとした生産工程管理、及び有機JAS等の認証取得への取組を支援する。
- ・海外への輸出を促進するため、意欲ある生産者を支援するとともに、必要な情報の収集や技術の開発を推進する。
- ・その他特用林産物についても、大都市、海外などへの新たな販路の開拓を促進する。

⑤具体的な施策

<新たな販路を拡大するための施策>

○県内企業等による国内外への販路拡大を促進

県産特用林産物の国内大都市圏や海外など新たな販路の拡大に向けて、市場ニーズの調査、新商品の開発、商談会への出展等を支援する。

○商談会等プロモーション活動への支援

生産者による市場ニーズの取得や新たな販路の開拓に向け、各種業界（飲食、宿泊、土産物業界等）とのビジネスマッチングへの積極的な参加に対して支援する。

○県産特用林産物の普及を促進

県産特用林産物の消費拡大に向けた、県内生産者による団体、協議会が取り組む消費宣伝活動や料理コンクールの開催等の普及活動を支援する。

○GAP認証製品のPR

ぎふ清流GAP認証制度及び認証取得製品をバイヤーや消費者に対してPRする。

<県産きのこ類の安全性を確保するための施策>

○GAP等による品質・安全性の普及・PR

県産特用林産物の安全性を確保し、信頼される産地となるため、GAP認証や有機JASの取得を推進する。加えて、全国または海外への販路拡大を視野に入れたGLOBAL G. A. P. や国際水準GAPガイドラインに準拠したGAPなどの認証取得を推進する。

<海外輸出を促進するための施策>

○輸出等販路拡大に向けた情報収集

海外輸出や大都市への販売・出荷に向け、搬送方法やコスト等の情報の収集、分析に対して支援する。

(4) 生産者への支援対策

①現状

県の特用林産振興体制は、県庁（県産材流通課）、森林文化アカデミー、森林研究所に担当職員を配置している。また、各農林事務所に林業普及指導員を配置し、情報収集や窓口業務を行っている。令和2年には森林文化アカデミー内に、「きのこ振興センター」を設置し、生産者への相談の窓口となっている。しかし、特用林産を指導できる職員の不足、普及担当の知識不足などの課題がある。加えて、森林研究所の特産実習棟では、施設の仕様等から生産者からの多様な試験研究の要望に十分対応できていない状況にある。

また、県域での生産者の連携を図るため、令和4年に「岐阜県原木しいたけの会」を設立したが、現在の会員は一部地域の生産者に限られている。

②関係者の意見（生産者、JA関係者等）

- ・ 専門性の高い林業普及指導員から継続的に指導を受けたい。
- ・ 種菌メーカー、JA、農業普及指導員等の関係者との連携が必要である。
- ・ 他の生産者の情報がなく、連携を図りたい。
- ・ 高齢で後継者もいないため廃業する予定である。
- ・ 近年の異常気象下でも、安定的にきのこ生産ができるような技術開発が必要である。
- ・ 薪炭類やきのこ生産資材となる広葉樹を伐採する人が減少している。

③課題

- ・ 林業普及指導員の指導体制や関係者との連絡体制を継続、強化していく必要がある。
- ・ 地域の生産者が減少する中、より広域での連携を図っていく必要がある。
- ・ 令和4年に設立した「岐阜県原木しいたけの会」の活動を拡大していく必要がある。
- ・ 後継者や新規参入者を増やすために、参入希望者への支援が必要である。
- ・ 生産者の技術開発の要望に応えられる試験・研究施設の整備が必要である。
- ・ 薪炭類やきのこ生産資材の確保のため、広葉樹伐採者を育成する必要がある。

④対応方針

- ・ 生産者がきのこ栽培に安心して従事するため、林業普及指導員による指導体制を強化する。
- ・ 専門性の高い指導のできる特用林産担当職員を養成する。
- ・ きのこ生産者の連携を強化するため、全県的な生産者の組織の活動を支援する。
- ・ 参入初期の経営を安定化させるため、生産開始から収穫までに1年以上を要する原木きのこの生産への新規参入者に対し支援する。
- ・ きのこの生産性向上に関する技術開発の要望に応えるため、気候変動等に対応した栽培技術の開発や改良に向けた高度の環境制御が可能な施設の整備を検討する。
- ・ 薪炭類やきのこ生産資材となる広葉樹の伐採者の育成を支援する。

⑤具体的な施策

＜きのこ栽培に安心して従事するための施策＞

○関係機関と連携した総合的な相談窓口による指導等

森林文化アカデミー内のきのこ生産に関する総合窓口「きのこ振興センター」を中心に、森林研究所、ぎふアグリチャレンジ支援センター、J A等、関係機関との連携のもと、きのこ生産者への相談、指導を実施する。

○専門普及員の養成

きのこに関する知識や技術を学ぶ研修を実施することにより、きのこ生産に関する専門性の高い林業普及指導員を計画的に養成し、継続的に指導できる体制を整備する。

＜生産者の連携強化のための施策＞

○生産者間連携の強化

県内特用林産物生産者の連携を強化するため、関係者と全県的な組織の設立またはシステムの構築を検討する。

○岐阜県原木しいたけの会の活動支援

「岐阜県原木しいたけの会」における活動拡大を支援する。

＜参入初期の経営を安定化させるための施策＞

○原木きのこの新規生産者への給付金の支給

新規生産者(生産開始5年以内の者)の生産開始初期の経営を安定化させるための給付金を支給する。※菌床きのこは、農政部所管の給付金事業で対応。

＜きのこの生産性向上のための施策＞

○研究・普及拠点施設の整備

きのこ生産に関する研究・普及のため、より精密な環境管理が可能な培養室の整備を検討する。

＜きのこ原木及び薪炭類生産者のための施策＞

○伐倒技術の向上

広葉樹の伐採については、技術的に針葉樹と異なるため、安全な伐倒のための技術を習得する研修会等を開催する。

【用語説明】

OGAP

「Good Agricultural Practice」の略称。農業生産工程管理。

農業生産活動をおこなう上での関係法令等に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程を実施、記録、点検及び評価を行うことにより、「食品安全」「環境保全」「労働安全」等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

また、GAPが正しく実施されていることが確認されたことを第三者機関が証明する認証制度があり、「GLOBAL G. A. P.」「ASIAGAP」「JGAP」「都道府県GAP」等の種類がある。

岐阜県では、令和2年度11月に「ぎふ清流GAP認証制度」を開始した。第三者評価機関の「ぎふ清流GAPセンター」の評価員が農場を評価し、評価点数が一定水準を満たす農場を県が認証する制度であり、一定の要件を満たした場合は、農産物にロゴマークを表示して、消費者に安全・安心で信頼のある「ぎふ清流GAP農産物」として提供することができる。

有機JAS

有機JASとは、JAS法（日本農林規格等に関する法律）に基づき農林水産大臣が定めた生産・品質基準や表示基準に合格した農林物資の製品に付けられる認定である。

なお、認定を受けた事業者のみ生産した農産物や加工食品に「有機」や「オーガニック」と表示して出荷、販売することができる。



2 飢餓を
ゼロに



7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



8 働きがいも
経済成長も



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



13 気候変動に
具体的な対策を



15 陸の豊かさも
守ろう

